

**非認証車等の
加速走行騒音試験業務
実施要領**

改正 平成 30 年 10 月 1 日

株式会社 J Q R

制定 平成 23 年 12 月 1 日

変更 平成 24 年 2 月 25 日

変更 平成 26 年 4 月 11 日

変更 平成 30 年 9 月 19 日

非認証車等の加速走行騒音試験業務実施要領

1. 目的

この非認証車等の加速走行騒音試験業務実施要領（以下「実施要領」という。）は、株式会社 JQR（以下「JQR」という。）が、非認証車等の加速走行騒音試験業務（以下「騒音試験」という。）を行うについて必要な事項を定め、騒音試験の依頼者（以下「試験依頼者」という。）の利便を図るとともに、JQR 及び試験依頼者の責任の範囲を明確にすることを目的とする。

2. 用語の定義

この実施要領における用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）及び同法に基づく命令において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- (1) 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。）をいう。
- (2) 「細目告示」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。）をいう。
- (3) 「検査法人等」とは、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会をいう。
- (4) 「審査事務規程」とは、独立行政法人自動車技術総合機構が制定する審査事務規程をいう。
- (5) 「指定自動車等」とは、車両法第 75 条第 1 項の規定により型式について指定を受けた自動車、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。）第 62 条の 3 第 1 項の規定により認定を受けた自動車及び国土交通大臣が定める自動車をいう。
- (6) 「非認証車等」とは、指定自動車等以外の非認証車、消音器を改造した指定自動車等及び消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある指定自動車等をいう。
- (7) 「車両識別番号(VIN)」とは、ISO 規格(ISO3779)等に基づき個々の車両を識別する目的で、ローマ字又は数字を組み合わせて表示する 17 桁の番号をいう。

3. 騒音試験の対象自動車

騒音試験を行う対象自動車は、非認証車等のうち、乗車定員が 11 人以上の自動車、車総重量が 3.5 t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除くものとする。

4. 騒音試験の種類

JQRは、次に掲げる種類の業務を行うこととする。

- (1) JQRが、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験を行って別添1に示す加速走行騒音の基準への適合を確認する業務
- (2) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添1の1.に示す加速走行騒音の基準値への適合を確認する業務
- (3) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添1の2.に示す加速走行騒音の基準値への適合を確認する業務
- (4) 依頼書及び添付書面により、確認を受けた自動車及び消音器と同一型式のものの加速走行騒音試験結果成績表（第4号様式、以下「試験成績表」という。）を発行する業務
- (5) 試験成績表を再発行する業務
- (6) 騒音防止確認標章を再発行する業務（試験成績表発行後に騒音防止性能確認標章を発行する業務を含む。）

なお、(1)～(5)の業務であって、試験依頼者が求めた場合には、騒音防止性能確認標章を発行する業務を併せて行う。

5. 騒音試験業務実施の基本方針

- (1) 4.(1)～(6)の業務（以下「騒音試験業務」という。）は、試験依頼者から提出された非認証車等の加速走行騒音試験依頼書（第1号様式）及び添付書面（以下「試験依頼書等」という。）に基づいて、車両法及び同法に基づく命令、告示、審査事務規程、並びにこれらに係る通達によるほか、この実施要領に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。
- (2) JQR並びに騒音試験業務の関係者は、業務の公平性を確保し、騒音試験業務に影響を与えるような商業的、財政的及びその他の圧力に拘束されないこととする。

6. 立会いによる騒音試験業務

4.(2)及び4.(3)の業務は、試験依頼者が8.(3)の測定方法に基づいた試験及び協定規則第51号第3改定版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験を行うことができると認められる場合に実施することとする。この場合において、試験依頼者は7.(1)に定める予約手続きを行う際に、4.(2)及び4.(3)の業務を希望する旨をJQRに申し出、8.(3)及び協定規則第51号第3改定版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の測定方法に基づいた試験を行う場所並びに試験に用いる設備（計測機器）を準備できる体制であるかJQRの確認を取らなければならない。

7. 試験依頼の受付及び騒音試験日程並びに手数料等

- (1) JQRは、インターネット等により騒音試験に関する情報を公開することとし、試験依頼者は、公開された情報に基づき騒音試験の予約手続きを行うこととする。
- (2) JQRは、試験依頼者からの予約手続きを受け、試験依頼書等の提出に関する事項、手数料の収納に関する事項、騒音試験の実施予定日（4.(1)による場合には、試験自動車の搬入日時、試験自動車の準備予定日、試験予定日、試験予定日及び試験自動車の搬出日時）及び実施場所等を試験依頼者に通知することとする。
- (3) 試験依頼者は、(2)の通知の内容に従い、試験依頼書等を提出すると共に、別添2に定める額の手数料を納付することとする。この場合において、振り込み手数料は試験依頼者が負担しなければならない。
- (4) JQRは、試験依頼書等の記載に不備がないこと並びに手数料が納付されたことを確認のうえ申請を受け付けることとする。

なお、提出のあった試験依頼書等により十分確認を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができることとし、当該資料の提出があった時点で申請を受け付けることとする。

また、申請の受付後には、納付された手数料は返還しないこととする。

8. 騒音試験の実施

JQRは、次により騒音試験を実施する。

- (1) 騒音試験のうち4.(1)による場合の試験自動車の搬入時及び実施当日は、試験依頼者又は自動車整備担当者が立ち会うこととする。但し、騒音試験の場所の都合等の理由で立会いができない場合は、JQRが指定した場所で待機することとする。
- (2) 騒音試験のうち4.(2)及び4.(3)による場合の実施当日は、JQRの担当者が立ち会うこととする。
- (3) 加速走行騒音の測定については、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」及び~~独立行政法人交通安全環境研究所の審査事務規程に定める~~「加速走行騒音試験」(TRIAS 30-J040-01)に基づき（検査対象外軽自動車等にあっては、これに準じて）実施する。なお、試験自動車の車両総重量については、実測その他適切な方法により確認するものとする。
- (4) 消音器の騒音低減機構を調整出来る構造を有する消音器にあっては、加速走行騒音値が、最大となる状態で試験を行うものとする。
- (5) 騒音試験の結果、不合格となった場合、再試験は行わない。なお、試験依頼者が再試験を望む場合は、新たに試験依頼を行うこととする。
- (6) 加速走行騒音の測定結果は、試験成績表に記載する。

9. 試験自動車

- (1) 試験依頼者は、JQRに対し、当該自動車等の製作者が定める必要な点検整備を適切に実施したものを提示すること。
- (2) 試験依頼者は、少なくとも試験実施予定日の3営業日前までに、試験自動車の諸元表（第2号様式）を提出することとする。
- (3) 試験自動車は5.(1)の試験依頼書（第1号様式）及び試験自動車の諸元表（第2号様式）に記載された自動車と同一であること。
- (4) 試験自動車に備えられた消音器は、消音器本体の外部構造及び内部構造が恒久的な方法（溶接、リベット等）により結合されているなど、細目告示第40条第2項第2号、第118条第2項第5号及び第196条第2項第5号の規定（以下「騒音低減機構を容易除去可能構造の禁止規定」という。）に適合する構造でなければならない。ただし、消音器を自動車等に固定するためのネジ止め及びボルト止めはこの限りではない。
- (5) 試験自動車及び試験自動車に備えられた消音器は、保安基準第31条の規定に適合するものであること。

10. 試験自動車の変更

試験依頼者は、試験実施予定の試験自動車が事故又は故障により試験を受けられない場合、試験自動車変更届書（第3号様式）を提出することにより、試験自動車を変更することができる。なお、この場合において、変更しようとする自動車は、7.(3)の提出書面に記載された自動車と車名・型式及び構造・装置が同一であり、かつ輸入又は改造を行うものが同一であること。また、試験実施当日の事故又は故障による場合は、速やかに電話等でJQR担当者に連絡すること。

11. 騒音試験の延期

天候、天災その他やむを得ない理由により実施が困難となったときは、騒音試験業務を延期する場合がある。

- (1) 騒音試験のうち4.(1)による場合には、JQRは試験依頼者に対してその旨を連絡し、騒音試験の実施予定日並びに実施場所等について協議することとする。この場合において、延期された騒音試験業務の手数料はJQRが負担し、試験自動車の提示に係る費用（試験依頼者の申し出により試験自動車をいったん搬出し、再度搬入する場合に限る。）は試験依頼者が負担することとする。
- (2) 騒音試験のうち4.(2)及び4.(3)による場合には、試験依頼者はJQRに対してその旨を連絡し、騒音試験の実施予定日並びに実施場所等について協議することとする。この場合において、延期に伴う騒音試験業務手数料（その他の費用）及び試験自動車の提示に係る費用は試験依頼者が負担することとする。

12. 騒音試験の中止

- (1) 試験依頼者は、試験自動車の整備状況その他の理由により騒音試験の中止を求めるときは、速やかにその旨をJQRに連絡しなければならない。
また、次のいずれかに該当する場合には騒音試験を中止にすることとし、JQRは試験依頼者に対してその旨を通知する。この通知以降に試験依頼者が再び騒音試験を求める場合には、新たな騒音試験業務として取り扱うこととする。
 - ① 通知した日時までに騒音試験の依頼書及び添付書面が提出されなかったとき
 - ② 通知した日までに騒音試験の手数料が振り込まれなかったとき
 - ③ 通知した日時までに依頼に係る試験自動車が提示されなかったとき
 - ④ 提示された試験自動車又は消音器の諸元が、提出された書面に記載されている事項と相違しているとき
 - ⑤ 提示された試験自動車及び消音器に起因する不具合等により、騒音試験の担当者が業務の継続を不可能と判断したとき
 - ⑥ 試験場内において、JQR担当者の指示に従わないとき
- (2) 騒音試験の試験条件は乾燥路面で風速 5 m/s 以下と規定されている。この為、JQRは、次の通り試験依頼者に通知する。
 - ① 予め天候不順等が見込まれる場合は、試験予定日の前日午後 3 時にJQR担当者が判断し、試験依頼者に通知する。
 - ② 試験当日における試験中止の判断は、試験担当者が当日の午前 10 時に判断し、試験依頼者に通知する。この場合の試験自動車の提示に係る一切の費用については、試験依頼者の負担とする。

13. 騒音試験の場所

- (1) 騒音試験のうち 4.(1)による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。
 - ① 独立行政法人自動車技術総合機構 交通安全環境研究所自動車試験場第二地区
埼玉県熊谷市上之字諏訪木 2959-22 11
 - ② 藤壺技研工業株式会社 裾野試験場
静岡県裾野市須山 1220-12
 - ③ 一般財団法人 泉佐野みどり推進機構 泉大津フェニックス多目的広場
大阪府泉大津市夕凧町 4
- (2) 騒音試験のうち 4.(2)及び 4.(3)による場合には、6.により申し出のあった場所（細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める試験路と同等であるとJQRが認めた場合に限る。）で行うこととする。

14. 試験成績表の発行等

JQRは、騒音試験を実施した結果、加速走行騒音の基準に適合していると認めるときは、試験成績表を発行する。なお、基準に適合していないときは、試験成績表（第4号様式）の試験結果（2枚目）のみを発行し、左上に「参考」の表示を付す。

15. 騒音防止性能確認標章の発行等

JQRは、騒音防止性能確認標章の発行等を次により行う。

- (1) JQRは、騒音試験の実施した結果、加速走行騒音の基準への適合を認めるときは、試験依頼者の求めに応じ、騒音防止性能確認標章を発行する。
- (2) JQRは、騒音防止性能確認標章の発行に際しては、試験成績表（第4号様式）の表紙に騒音防止性能確認標章の確認番号を記載する。
- (3) 試験依頼者は、試験成績表（第4号様式）に記載された自動車に備えられた消音器に対し、試験成績表の「消音器表示」と同一の見やすい位置に、容易に破損・滅失等しない方法で騒音防止性能確認標章を貼付けしなければならない。

16. 騒音防止性能確認標章確認番号の様式

騒音防止確認標章の様式は次による。



- ① 加速走行騒音を実施したことを示す記号
- ② JQRの略称
- ③ 車両毎にJQRが決定する確認番号

17. 試験成績表及び騒音防止性能確認標章の再発行

JQRは、試験成績表及び騒音防止性能確認標章の紛失又は棄損を理由に再交付の依頼があった場合は、次によるものとする。

- (1) JQRは、加速走行騒音試験成績表再発行依頼書（第5号様式）の申請を受けて試験成績表を再発行する。この場合、試験成績表には、「再」の表示を付して発行するものとする。
- (2) JQRは、加速走行騒音試験成績表再発行依頼書（第5号様式）の申請を受けて騒音防止性能確認標章を再発行する。この場合、従前の確認番号及び試験成績表は破棄

し、新たに確認番号を決定するとともに試験成績表（第4号様式）に「再」の表示を付して発行するものとする。

18. 試験成績表等の訂正の制限

JQRは、正当な理由がある場合を除き、試験成績表の記載事項の訂正を行わない。また、試験自動車諸元表に記載された事項についての記載事項の訂正を行わない。なお、記載事項を訂正する必要があるときは、発行した書面上での訂正は行わず、当該書面を回収した後、新たに試験成績表を作成して発行する。この場合は、騒音防止性能確認標章は再発行しない。

19. 同一型式の範囲

(1) 試験成績表に記載されている自動車と同一とされる範囲は以下のとおりとする。

① 「構造・装置等が同一である」とは、当該試験成績表中の「試験自動車」欄に記載されている項目のうち「車名」、「型式」（原動機等の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）、「原動機型式」、「最高出力」、「変速機の種類」、「車両総重量」、「消音器の個数」、「触媒の有無」及び同成績表添付資料中の「消音器外観」に係る構造・装置等が同一であるものをいう。

② 「車両総重量」にあっては、申請自動車の車両総重量が同成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合、及び軽い場合であって、その差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。

(2) JQRは、加速走行騒音結果同型成績表発行依頼書（第6号様式）の申請をうけて、(1)の事項について同一性を確認する。

(3) JQRは、(2)の申請を適当と認めるときは、同一型式の自動車に対して29台（外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が本邦に輸入する自動車であって、設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われているもので、加速走行騒音の成績が基準値以下で安定しているものにあつては59台）を限度に14.の試験成績表（但し表題に「同一型式」を付す）に試験依頼者から提出された申請自動車の写真を添付した同一型式加速走行騒音試験結果成績表の発行、及び試験依頼者の求めに応じて15.の騒音防止性能確認標章の発行を行う。

20. 秘密の保持等

騒音試験業務の担当者は、次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 関係法令その他の規程を遵守し、試験等及び事務を厳格、かつ、公正に行うこと。
- (2) 騒音試験の依頼に係る事項及び実施状況並びに結果の取扱等について、職務上知り得た事項の秘密保持を図ること。

21. 書面等の管理及び帳簿の保管

JQRは、騒音試験結果を記載した書面の交付及び再発行並びに騒音防止性能確認標章について、JQRが定める管理番号を持って管理することとする。また、JQRは、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から20年間保管することとする。

- (1) 騒音試験の手数料の収納に関する事項
- (2) 騒音試験の申請の受付に関する事項
- (3) 騒音試験結果に関する事項
- (4) 騒音試験結果を記載した書面の交付及び再発行に関する事項
- (5) その他騒音試験の実施状況に関する事項

22. 不正に騒音試験を受けた者等に対する処分

JQRは、次に掲げる場合は、試験依頼者に対し、既に発行した試験成績表及び騒音防止性能確認標章を取り消し、インターネット等により公表することとする。

- (1) 試験依頼者が、試験依頼書又は添付書面への虚偽の記載その他不正な方法により騒音試験を受けたことが発覚した場合
- (2) 試験成績表及び騒音防止性能確認標章の改ざん等の不正行為が発覚した場合
- (3) 試験依頼者又はその関係者が、不正に騒音防止性能確認標章を表示したことが発覚した場合
- (4) その他、他の試験自動車の騒音試験結果をもとにJQRが必要と認める場合

23. 責任の明確化

JQRは、次に掲げる場合は、試験依頼者に対し損害賠償を含む一切の責任を負わない。

- (1) 天災その他の不可抗力により、試験自動車に損害が生じた場合
- (2) 適正な管理を行ったにもかかわらず試験自動車等に損害が生じた場合
- (3) 試験依頼書等が郵送等の途中において紛失した場合
- (4) 試験依頼者又はその関係者が、JQRが発行した騒音防止性能確認標章を不正に使用した場合
- (5) 試験依頼者からの提出物の記載等に過誤があった場合

24. その他

騒音試験期間中に生じた諸課題は、試験依頼者とJQRとがお互い誠意を持って前向きに問題解決を図るものとする。

附則 （平成30年9月19日 変更）

この実施要領は、平成30年10月1日から施行する。

別添1 加速走行騒音の基準値

(加速走行騒音の基準値)

1. 実施要領 4. (1) 又は (2) の細目告示別添 40 「加速走行騒音の測定方法」による測定結果により、加速走行騒音をdBで表した値が、次の表の試験自動車の種別に応じた加速走行騒音の基準値を超えないことを確認する。

表

試験自動車の種別		加速走行騒音の基準値 (dB)
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	車両総重量が 3.5 t 以下のもの	82
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	82
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	82
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)		82
第一種原動機付自転車		79
第二種原動機付自転車		79

2. 実施要領 4. (3) の協定規則第 51 号第 3 改定版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験測定結果により、協定規則第 51 号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則 6.2.2.(同規則に規定するフェーズ2に係る要件に限る。))に定める基準に適合することを確認する。

別添2 騒音試験の手数料

(騒音試験の手数料)

1. 実施要領第4.に掲げる業務の種類別に、表1に記載する額を手数料として定める。なお、JQRの担当者が確認のために出張するときは、第2号に定めるその他費用(旅費、日当、宿泊費、及び機材輸送費)を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合は、別途協議することとする。

表1

業務の種類	手数料(消費税を除く。)
(1)	85,000円
(2)	43,000円
(3)	160,000円
(4)	7,000円
(5)	6,000円
(6)	1,000円

上記(2)及び(3)の立会(出張)試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、試験依頼者側にてご用意ください。

注) なお、JQRの担当者が確認のため移動する場合、表1の料金のほか、第2号表2に定める費用の追加額を別途計算し、業務終了後にご請求いたします。

(その他の費用の単価)

2. その他費用の単価は、次の表2のとおりとする。

表2

項目	費用(消費税を除く)
移動費 (※)	実費
日当(性能等確認業務を行う事務所から120km以上200km未満)	1日当たり1,500円
日当(性能等確認業務を行う事務所から200km以上の国内地)	1日当たり3,000円
宿泊費(国内) 注)	1宿泊当たり10,000円
機材輸送費	実費

(※) 起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木ICとし、合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全性を総合的に勘案したものをいう。また、新幹線(のぞみを含む)、特別急行列車及び普通急行列車は、当該列車を片道100km以上乗車する場合に使用することとし、当社営業車にての移動は、燃料代(@15円/km)及び道路通行料とする。

注) 天候等の状況及び試験開始時間の関係で、前日宿泊又は当日宿泊とする場合がある。